

褥瘡予防対策指針

社会福祉法人 慈愛会
特別養護老人ホーム 田平ホーム
短期入所生活介護事業 田平ホーム

褥瘡予防対策指針

(総則)

第1条 特別養護老人ホーム「田平ホーム」及び短期入所生活介護事業所「田平ホーム」(以下「施設」という。)は、利用者に対して「生活の質と予防」に配慮した良質なサービスを提供する取り組みとして、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行い、その発生を防止するための「褥瘡対策指針」定める。

(体制)

第2条 施設内における褥瘡予防対策を討議、検討しその効率的な推進を図るため、褥瘡予防対策委員会を設置し、褥瘡予防対策に関する事項について、その結果を全職員に報告し、更に検討を重ねれば広く褥瘡防止対策に努める。

(職員の責務)

第3条 施設職員は、褥瘡に関する基礎的知識を持ち、日常的な介護において褥瘡発生の予防について配慮しなければならない。

(褥瘡予防対策委員会の設置)

第4条 目的

施設内の褥瘡予防対策を効果的に推進するために、施設に「褥瘡予防対策委員会」を設置する。

褥瘡予防対策委員会の構成

褥瘡予防対策委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1)施設長
- (2)生活相談員
- (3)看護職
- (4)介護職
- (5)管理栄養士
- (6)介護支援専門員
- (7)その他施設長が必要と認める者

(褥瘡予防対策委員長の選任)

第5条 褥瘡予防対策委員長の定義

施設長は、褥瘡の発生防止に必要な知識及び技能を有する者として、(看{准看}護師資格を有する者)専任の「褥瘡予防対策委員長」(以下「委員長」という。)を1名指名し、施設内の褥瘡予防対策を担当させる。なお、委員長は看護・介護業務等の他の業務との兼務を可とする。

褥瘡予防対策委員長の職務

褥瘡予防対策委員長は、サービス担当者会議等に参加し、褥瘡予防に関する助言・指導を行う。

(褥瘡予防対策委員会の開催)

第6条 褥瘡予防対策委員会は、委員長の召集により毎月1回(必要に応じてその都度)開催し、次に掲げる事項について審議する。

- ア・施設内における褥瘡及び合併する感染症の予防体制の確立に関すること
- イ・褥瘡予防に関する情報の収集に関すること
- ウ・施設内で報告のあった褥瘡事例の対応策に関すること
- エ・褥瘡予防のためのマニュアル類の整備に関すること
- オ・職員を対象とした褥瘡予防に関する研修の実施に関すること
- カ・その他、施設内の褥瘡の発生予防のために必要な事項に関すること

(褥瘡予防の手順)

第7条 以下、 、 、 を手順とする。

① 褥瘡予防のための計画の作成

褥瘡予防対策委員会は、別に定める基準に規定される褥瘡のハイリスク者に対し、褥瘡予防のための計画を作成する。

褥瘡予防の実践

介護職員等は、褥瘡予防計画に基き、別に定めるマニュアルにしたがって、日常的な介護において褥瘡予防の実践を行う。

褥瘡予防の評価

褥瘡予防対策委員会は、褥瘡予防計画に従って適切な褥瘡予防の実践が行われているかを、定期的に評価しなければならない。

(褥瘡対策に関する研修)

第8条 褥瘡予防対策委員会において作成された研修計画にしたがい、全職員を対象とした褥瘡対策に関する職員研修会を、定期的かつ継続的に実施する。

(外部専門家の活用)

第9条 管理者は、嘱託医師及び専門医師に依頼し、職員が、褥瘡予防対策についての相談、指導等を積極的に受けることが出来る体制を整備するように努める。

(記録の保管)

第10条 褥瘡予防対策委員会の審議内容等、施設内における褥瘡予防に関する諸記録は施設側と利用者との「利用契約」終了後2年間保管する。

(指針等の見直し)

第11条 本指針及び褥瘡予防に関するマニュアル類等は褥瘡予防対策委員会において定期的に見直し、管理者の承認を得て改正する。

(附則)

この指針は、平成18年10月1日から施行する。